

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

農業を取り巻く環境は、農地面積の減少、農業者の減少・高齢化、TPP11、日EU・EPA等の経済連携の進展、度重なる自然災害や鳥獣被害への対応など多くの課題を抱えている。

現在、政府は、令和2年3月を目途として、今後10年程度を見通した農政の中長期的なビジョンを示す新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「次期基本計画」という。）の策定作業を進めている。

こうした中、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるためには、農業者が将来に希望を持ち、安心して従事できるよう生産基盤の維持・強化及び国産農畜産物等に対する消費者の信頼と理解の拡大が必要不可欠である。

よって、国においては、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、次期基本計画の策定にあたり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 現行計画及び関連施策の十分な検証を行い、同計画が掲げる食料自給率目標が確実に達成されるよう、生産基盤の強化等に向けた施策を構築すること。また、生産努力目標の設定にあたっては、農地面積及び農業就業者数の減少傾向に歯止めをかける高い目標の設定を行うこと。
- 2 国産農畜産物等に対する消費者の信頼と理解の拡大に向け、原料・原産地表示制度の中食・外食への拡大など、食の安全・安心に関わる環境整備を行うとともに、食農教育の実践及び取組みの強化と食料・農業・農村に関する「統一運動週間」を制定するなど、新たな国民運動の展開を図ること。
- 3 家族農業及び中小規模農家の経営維持・継承に係る支援を強化するとともに、基幹的農業従事者や法人経営体等だけでなく、多様な農業経営が維持され発展するような将来像を次期基本計画に併せて作成する「農業構造の展望」に具体化すること。
- 4 農林水産物及び食品の輸出に係る新たな目標及び戦略を策定し、その実現に向けて官民一体となった取組みを進めるとともに、生産基盤の強化や流通の合理化などの農業者及び産地の所得増大につながる政策を具体化し強化すること。
- 5 地域振興対策の充実により、特に農業者の減少・高齢化が進む中山間地域等の就農を確保し、特色ある農産物生産に対する支援の強化や日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払制度について交付水準を引き上げ、農地維持や環境保全のみならず地域の防災・減災機能の維持・向上につなげること。
- 6 持続可能な災害に強い農業づくりを次期基本計画に具体化するとともに、鳥獣被害対策の取組みを強化すること。

- 7 農福連携や外国人材の活用、スマート農業を推進し、その目指す姿を次期基本計画に併せて作成する「農業構造の展望」及び「農業経営等の展望」に具体化すること。
- 8 国産農産物の安定供給及び価格安定、農業者の所得確保の観点から、経営所得安定対策、野菜価格安定制度及び収入保険制度を推進すること。また、種子等遺伝資源に関する総合的な知財戦略を構築すること。
- 9 農業協同組合等関係団体を次期基本計画において適切に位置付け、政策を推進すること。また、農業者等にかかる統合データを整備し共有を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	江藤拓殿

山形県議会議長 金澤 忠一